



2011年12月

株式会社三井住友銀行 企業調査部

村田 恵祐

■ 改正介護保険法が介護事業者にもたらす影響

高齢化進展を受けて介護保険総費用の増加が続いているなか、政府は来春4月に施設介護から在宅介護^(注)へのシフトを促す改正介護保険法(成立2011年6月)の施行を予定しており、介護業界に与える影響が注目されています。

(注) 訪問介護や訪問看護、通所介護など、利用者が自宅生活を続けながら受けることが出来るサービスの総称。

介護保険法では、「在宅介護の充実」に主眼を置いた見直しがなされ、コストのかさみがちな施設でのサービス提供から在宅への移行を促すことで、介護保険総費用の増加を抑制すると共に、要介護度の高い利用者が自宅生活を続けられるよう体制整備が進められることとなりました。

介護総費用の推移

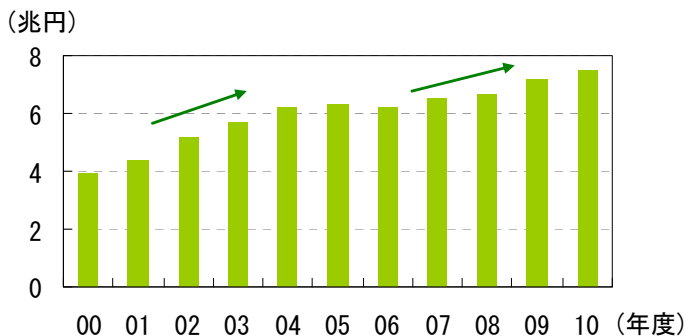
日本の介護保険制度は2000年に創設されましたが、その後、当初想定を上回るスピードで利用者が増加し、介護保険総費用は2005年度に6.3兆円(2000年度比1.5倍)に拡大しました。翌2006年4月には、軽度の要介護者に対する給付軽減と介護予防に重点を置いた「予防介護給付制度」が新設されたほか、介護報酬のマイナス改定も実施されるなど、増加抑制に向けた施策が講じられましたが、その後も上昇はとどまらず2010年度の総費用は7.5兆円に達し、負担の軽減は大きな課題となってきました(図表1)。

こうした背景を受けて来春施行の改正

法改正のポイント

在宅介護への移行は、これまでも政府方針として打ち出されていましたが、今回の法改正により、推進に向けた運用ルールが明確化されました。具体的には「①複合型サービス」、「②定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の2種類のサービスが新設され、①従来の訪問介護で行われてきた生活支援、短期宿泊などにとどまらず、訪問看護サービスの供給体制まで整備し、利用者の自宅で服薬指導や点滴などのサービスを提供すること、②利用者宅への1日複数回の定期訪問に加え、緊急ニーズに応じた24時間体制での介護・看護サービスの提供を行うこと、などがそれぞれ可能となるようインフラ構築を進めるとされています(図表2)。加えて、これを推進する自治体では、従来型のサービスのみを提供する事業者には総量規制を設けて拠点開設等を制限しつつ、新サービスを提供する事業者には地域独占を許容することも可能とされており、行政サイドとして本格的な普及を目指す踏み込んだ内容と見られています。

図表1 介護保険総費用の推移



(資料)厚生労働省「介護保険事業状況報告」を基に弊社作成

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊行が一般に信頼できるとされる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

介護事業者への影響

新サービスを賄う財源に関しては、厚生労働省の介護給付費分科会において、従来サービスの介護報酬を引き下げて新サービスへ振り向ける案や、参入事業者に補助金を新設する案などが検討されており、仮に事業者の採算ラインとされる利用者 1 人当たり 30 万円/月程度の介護報酬が設定された場合には、重度の要介護者の需要シフトを取り込むべく介護事業者が新サービスへ積極的な参入を行う可能性があります。

こうした環境変化に備えて、すでに大手訪問介護事業者では、訪問看護ステーションの大幅拡充を打ち出して準備に着手している事例があるほか、モデルケースとして自治体から新サービスを受託する先も出ています。加えて、訪問介護以外の業態でも、本改正により需要減少の可能性がある施設介護事業者において、慢性期医療機関が早々に新サービスへの参入を表明している事例や、有料老人ホーム等の居住系サービス業者が、長期的な利用者の囲い込みを狙って参入可能性を検討している事例なども見られる様になっており、新マーケットの早期開拓に向けて、従来とは異なる競争環境の到来に備えた取り組みが具体化し始めています。

もともと、参入に当たっては慢性的な不足が指摘されている看護師を新たに相当人数採用するだけでなく、自治体の指定を受ける必要もあるため、実績・知名度が低い中小事業者では営業地盤の縮小

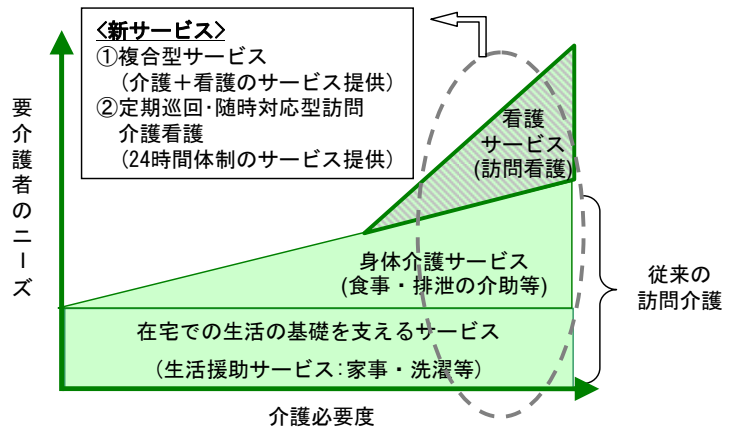
に繋がりがねないとの指摘もあります。

一方、大手事業者でも、財源見通しが固まらない現時点では採算確保が不透明とする声や、24 時間サービスのコスト負担に見合うだけの需要確保は容易でないとの見方も聞かれ、各社の参入スタンスには濃淡がみられる状況にあります。

今後の戦略の方向性

このように今後の影響を見定め難い部分は残りますが、政府が、介護費用負担の抑制に向けて在宅介護を充実させる方針を持続することは確実とみられます。したがって、介護事業者においては、新サービス普及の時期や影響、制度内容等を捉えつつ、旺盛な需要を適正なコストで取り込むべく、①看護師の安定採用に向けたルートの確保や、②有力医療機関との連携、③同業者間での事業再編、など様々な手法で収益化に繋げていく取り組みが活発化するとみられます。今後は、こうした取り組みの巧拙による業者間格差の拡大も想定されるだけに、各社の取り組みが注目されるところです。(村田)

図表 2 在宅介護サービスのイメージ



(資料)厚生労働省「定期巡回・随時対応サービスの基準・報酬」を基に弊行作成

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊行が一般に信頼できるとされる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。